

## 第8期第4回(令和4年度第1回)

### さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和4年7月19日(火) 15時～17時  
オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 日中サービス支援型グループホームからの報告について
2. 日中サービス支援型グループホーム 報告様式等の変更について
3. 地域生活支援拠点等について
4. 障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて
5. 令和3年度障害者支援地域協議会活動報告及び回答について
6. その他

○ 閉 会

# さいたま市地域自立支援協議会の概要

## ■さいたま市地域自立支援協議会について

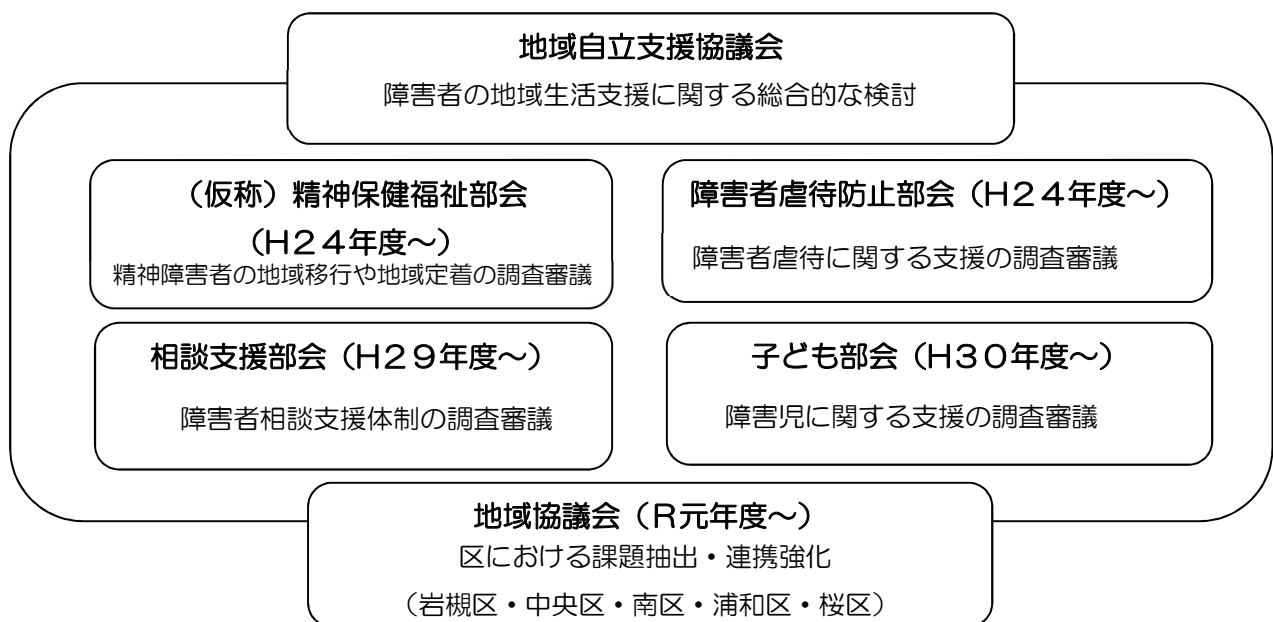
地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 31 条に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する付属機関である。

## ■令和 4 年度の協議会体制

令和 4 年度の地域自立支援協議会は、本協議会及び専門部会によって構成。専門部会は、障害者の地域生活に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「(仮称)精神保健福祉部会」、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「障害者虐待防止部会」、障害者相談支援体制について調査審議を行う事を目的とする「相談支援部会」、障害児に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「子ども部会」を設置し、計 4 つの専門部会を設置している。

なお、令和元年度からは地域協議会（地域部会から名称変更）による、地域におけるネットワークの強化に向けた取り組みを開始した。

### 【協議会体制のイメージ図】



## さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（抜粋）

（自立支援協議会の設置等）

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援(次項において「地域生活支援」という。)に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

- (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
- (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
- (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
- (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。

3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関係する団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則 (抜粋)

(自立支援協議会の会長及び副会長)

第24条 さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(自立支援協議会の臨時委員)

第25条 自立支援協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者、自立支援協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、条例第31条第5項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(自立支援協議会の会議)

第26条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 自立支援協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(自立支援協議会の委員の守秘義務)

第27条 自立支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自立支援協議会の庶務)

第28条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(自立支援協議会の運営事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（平二二法七一・追加、平二四法五一・旧第八十九条の二繰下・一部改正）

# さいたま市地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会の決議により非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、会長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること

(4) 飲食又は喫煙すること

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと

(退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	荒井 孝浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
3	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
4	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸	
5	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
6	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
7	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	
8	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
9	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長	山川 敬子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 ケアホーム我が家 管理者	山口 詩子	

**第8期 さいたま市地域自立支援協議会(仮称)精神保健福祉部会**  
**【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】**

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
2	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	※
3	学識経験者	だるまさんクリニック 院長	西村 秋生	
4	市職員	西区役所健康福祉部支援課 障害福祉係長	林 靖幸	
5	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	※
6	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長	山川 敬子	※
7	学識経験者	大宮厚生病院 理事長	渡邊 宏治	

※地域自立支援協議会委員



第8期 さいたま市地域自立支援協議会障害者虐待防止部会  
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	学識経験者	筑波大学 人間系(障害科学域) 助教	大村 美保	
2	福祉事業従事者	南区障害者生活支援センターあみ〜ご 管理者	高橋 美香子	
3	市職員	障害者更生相談センター 主査	武田 典子	
4	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	※
5	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
6	福祉事業従事者	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課 相談支援係長	眞木 彩朋子	
7	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 管理者	服部 純乃	
8	学識経験者	日本障害者虐待防止研究研修センター センター長	宗澤 忠雄	
9	市職員	見沼区役所健康福祉部支援課 課長	八木田 直樹	
10	市職員	岩槻区役所健康福祉部支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	吉川 孝	

※地域自立支援協議会委員

第8期 さいたま市地域自立支援協議会相談支援部会  
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	緑区役所健康福祉部支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	青木 隆浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	※
3	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
4	福祉事業従事者	社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課長	久保田 雅明	
5	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	※
6	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
7	福祉事業従事者	大宮区障害者生活支援センターみぬま 管理者	山路 久彦	
8	福祉事業従事者	さいたま市大崎むつみの里 第1事業所 副主幹	頼経 直	
9	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センター やどかり 管理者	渡邊 奏子	

※地域自立支援協議会委員

第8期 さいたま市地域自立支援協議会子ども部会  
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	中央区役所健康福祉部支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	赤城 文仁	
2	市職員(医師)	総合療育センターひまわり学園 参事 兼 医師	後藤 晴美	
3	市職員(保育)	さいたま市立鈴谷東保育園 園長	齋藤 直子	
4	学識経験者	埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター 特任教授	櫻井 康博	
5	福祉事業従事者	社会福祉法人 桜楓会 医療型障害児入所施設 カリヨンの杜 理事長補佐	高野 暢彦	
6	市職員(教員)	さいたま市立さくら草特別支援学校 教諭	千々和 一億	
7	市職員(教員)	さいたま市立ひまわり特別支援学校 教諭	新妻 宏章	
8	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 相談支援専門員	松本 京平	
9	福祉事業従事者	さいたま市私立保育園協会 副会長	三須 亜由美	
10	福祉事業従事者	株式会社ハート&アート 代表取締役	茂木 有希子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 ケアホーム我が家 管理者	山口 詩子	※
12	市職員	保健所地域保健支援課 課長補佐	横山 悦子	

※地域自立支援協議会委員

## ◆令和4年度（仮称）精神保健福祉部会について◆

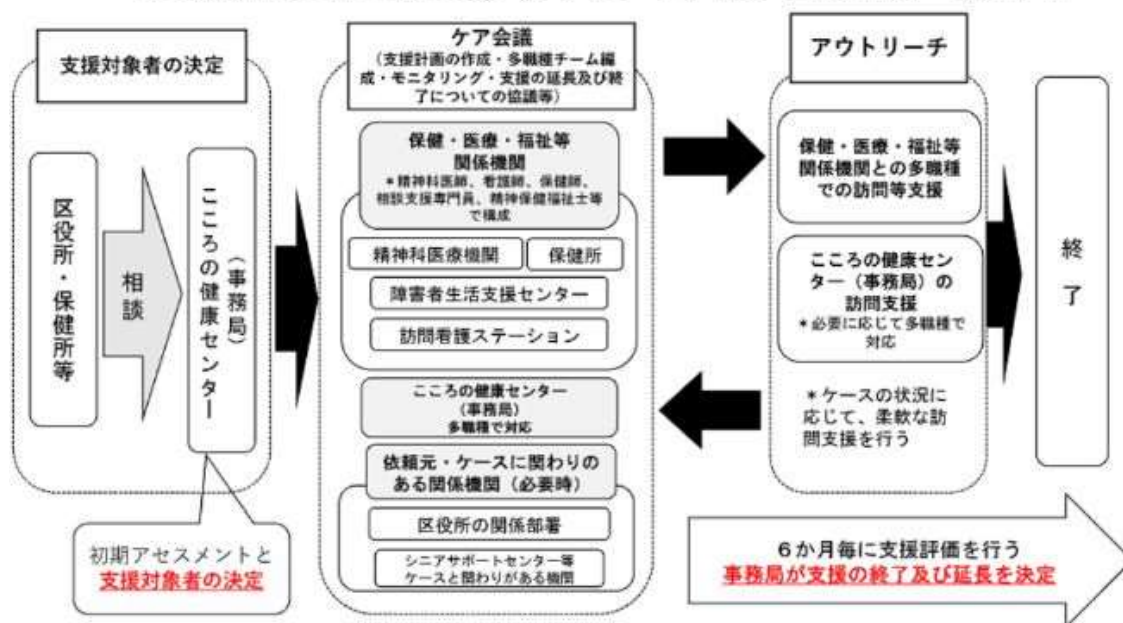
### 【昨年度の取り組み】

- ・引き続き、アウトリーチ事業について事例を重ね、検討を行う（対象者の選定・通常支援への移行、対象者の変化に対する評価等）
- ・アウトリーチ事業実施区の段階的拡大（毎年2区ずつ）

### ◆第1回 地域生活支援部会 （ R3.7.21 ）

- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業について（こころの健康センター）  
令和1～2年度のモデル事業の実績について報告した後、正式な事業となる令和3年度以降の事業運営について意見交換を行った。

さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業 システム図 【R3.4～】



- ・令和2（2020）年度 地域移行・地域定着支援連絡会議について（大須田委員）  
地域移行・地域定着支援連絡会議にて実施した市内6病院に対するアンケート結果を報告した。  
ピアサポーター事業について、倫理綱領と支援指針作りを開始した。

### ◆第2回 地域生活支援部会 （ R4.1.19 ）

- ・さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業の実施経過について（こころの健康センター）

---

見沼区・緑区に続き、令和3年度は北区・南区で事業を開始した。  
支援対象者の決定等を事務局が主に行う。  
被支援者の状態を把握するため、BPRS、GAFといった評価指標を導入した。

- ・ピアサポーター（当事者支援員）活動報告（大須田委員）  
毎月定例の研修会を開催。  
退院支援OB会を開催。  
ピアサポーター養成講座を開催。

---

#### 【今年度の取り組み】

- ・アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、年2区ずつ支援区を拡大
  - ・困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入する
  - ・民間支援期間（医療機関・訪問看護ステーション・障害者生活支援センター）との協働のシステムの維持
  - ・地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制の整備
  - ・部会の名称を変更「地域生活支援部会」→「精神保健福祉部会」
-

## ◆令和4年度障害者虐待防止部会について◆

### 【昨年度の取組】

- ・ 拡大する緊急一時保護等事業の効果的な活用方法について、コーディネーター連絡会議等と連携して検討。
- ・ さいたま市障害者相談支援指針の改定について

### ◆第1回 障害者虐待防止部会 ( R3.8.19 )

- ・ 令和2年度障害者虐待統計の報告
- ・ 障害者緊急一時保護等事業の活用方法の検討  
→ 体験利用の対象者となり得る事例の検討
  - ① 虐待予防としての体験利用
  - ② 親元等からの自立としての体験利用
- ・ 障害者相談支援指針の一部改訂について報告  
→ 障害者緊急一時保護等事業の拡大による修正  
→ 「障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」の変更による修正

### ◆第2回 障害者虐待防止部会 ( R4.1.21 )

- ・ 障害者緊急一時保護等事業の活用方法の検討  
→ 体験利用の対象者となり得る事例の検討
  - ① 過去に虐待があったが、現在は家族と同居しており見守り中の事例（見沼障害者生活支援センター来人から）
  - ② これまでの支援の経緯から、虐待を受ける恐れがある事例（岩槻区障害者生活支援センターささぼしから）
- ・ 障害者相談支援指針の一部改訂について報告  
→ 厚労省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、  
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の変更による修正点を、新旧対照表により提示。

### 【今年度の取組】

- ・ 緊急一時保護等事業の活用方法や事例を踏まえ、さいたま市障害者相談支援指針の改定を行う。

## ◆令和4年度相談支援部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・相談支援体制の強化について

#### ◆第1回 相談支援部会 ( R3.8.31 )

##### 1 地域生活支援拠点について

本市における地域生活支援拠点の整備方針について意見交換を行った。

また、地域生活支援拠点に関する加算について定めた「さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱」を令和3年7月1日付けで施行したことを報告し、運用方法について意見交換を行った。

##### 2 岩槻区地域部会からの意見について

第7期第6回地域自立支援協議会（令和3年3月12日）において、岩槻区地域部会から出された意見に対する回答案を協議した。

##### 3 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について

「さいたま市障害者緊急一時保護等事業実施要綱」改正に伴い、さいたま市障害者相談支援指針を一部改訂することについて説明した。

##### 4 さいたま市障害者緊急一時保護等事業に関するアンケート結果について（大須田委員）

障害者生活支援センターに対し実施した、障害者緊急一時保護等事業に関するアンケートの結果について報告した。

#### ◆第2回 相談支援部会 ( R4.1.28 )

##### 1 今年度の活動について

第1回の相談支援部会を振り返ったほか、令和3年8月、10月、12月に実施した情報交換会について報告した。

##### 2 地域生活支援拠点について

地域生活支援拠点事業実施要綱における加算の運用方法について、意見交換を行った。

- 
- 3 地域協議会及び基幹相談支援センターについて  
基幹相談支援センターと地域協議会の設置状況を報告した。令和3年度は、新たに南区と浦和区において、基幹相談支援センターと地域協議会を設置した。  
地域協議会設置運営要綱案について協議した。
  - 4 相談支援について  
相談支援専門員や相談支援事業所が不足している問題について、意見交換を実施した。
  - 5 さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について  
厚生労働省の「障害者虐待の防止と対応の手引き」改正に伴い、さいたま市障害者相談支援指針を一部改訂することについて説明した。

---

**【今年度の取り組み】**

- ・ 地域生活支援拠点事業実施要綱の運用。
  - ・ 桜区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置する。
  - ・ 児童期を含めた相談支援についての実態把握。
-



## ◆令和4年度子ども部会について◆

### 【昨年度の取り組み】

- ・ 医療的ケア児実態調査結果の公表に向けて、感想・意見交換等を行った。
- ・ 第2回部会終了後、医療的ケア児実態調査結果を公表した。

### ◆第1回 子ども部会 （ R3.10.22（金） ）

#### 医療的ケア児実態調査結果の公表について

さいたま市の医療的ケア児の現状について、市民の方々に広く関心を持っていただくきっかけとすることを目的として、令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査結果の公表について検討した。

#### 医療的ケア児実態調査結果についての感想・意見交換

医療的ケア児実態調査結果の公表にあたり、事務局で作成した結果報告書やその概要版についての感想や意見交換等を行った。

### ◆第2回 子ども部会 （ R4.1.14（金） ）

#### 医療的ケア児実態調査結果の公表について

医療的ケア児実態調査結果の公表方法やその内容の確定に向けて、意見交換等を行った。部会終了後、各特別支援学校とその保護者向けに結果報告書を配布するとともに、令和4年2月17日（木）に市ホームページで結果報告書を公表した。

### 【今年度の取り組み】

医療的ケア児実態調査結果を踏まえ、「医療的ケア児等コーディネーター配置についての整理と周知」と「一時的な預け先や送迎支援の実態についての整理と共有」について協議する。

## 日中サービス支援型 GH 協議会における取扱いについて

### 1、現状

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
指定事業所数	1 件	1 件	4 件	未定
相談件数 (指定前報告件数)	1 件	3 件	6 件	未定 (3 件は既に確定)

### 2、課題

- ☆ 事業所数の増加に伴い、本協議会への報告件数が増加し、会議の時間を圧迫している。
- ☆ 本協議会への報告方法や頻度を再考する必要がある。

### 3、他政令市 (県) の状況 (2 県 + 19 政令市)

実施なし	1 県 3 市
対面	13 市 (対面と書面の併用を含む)
書面	1 県 5 市 (対面と書面の併用を含む)

### 4、さいたま市の協議会における取扱い (案)

	指定前報告	半年報告	1 年報告	2、3 年…報告	1 回の所要時間等
<b>現 状</b>	①事前に計画書 (報告書)・委員からの質問に対する回答書を準備 ②本協議会に参加し、補足説明等を行う ⇒ 1 回の本協議会に 4～5 事業所ずつ参加				約 30～40 分 (事業所数に伴い増加)
<b>案</b>	現状どおり	書面のみ (必要に応じて出席) = 年 1 回、全事業所分の報告書を取りまとめて委員へ提示。			約 20～30 分 (新規事業所のみ。件数はある程度安定する。)

### 5、報告書について

- ☆書面のみの報告を可能とする場合、報告書内容を充実させることを検討  
 →令和 4 年 6 月 6 日付けで地域自立支援協議会委員へ照会 (回答は別添のとおり)

日中サービス支援型グループホーム  
地域自立支援協議会への報告書 追加項目 (案)

	様式	追加したい項目等
01	<p>【指定前】 事業計画シート</p>	<p>【基本情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格の区分（社会福祉法人、株式会社又は特定非営利活動法人等）</li> <li>・土地に関する情報 (敷地面積、所有権及び借地権等の区分、借地権の場合の当該権利の期間)</li> <li>・建物に関する情報（総床面積、所有権等の区分）</li> <li>・賃貸の場合の家賃と法人負担の関係等（空き室分や事務室などが法人負担か）</li> </ul> <p>【利用者予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年代別の人数</li> </ul>
02	<p>【指定後】 事業実施報告書</p>	<p>【体験的利用のニーズに対応しているか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応している場合の工夫等</li> <li>・対応していない場合の理由、課題及び今後の取組等</li> </ul> <p>【緊急的利用のニーズに対応しているか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応している場合の工夫等</li> <li>・対応していない場合の理由、課題及び今後の取組等</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の定着について（入職者と離職者の推移、離職率、勤続年数）</li> <li>・利用者、家族、支援機関からの苦情受付の有無</li> <li>・苦情を受け付けた場合は件数、内容、対応</li> <li>・年度ごとの退所者の人数、退所理由</li> <li>・対応に苦慮した事例</li> <li>・事故の件数、内容、対応</li> <li>・決算の状況（会社全体ではなく、事業所の収支が分かるもの）</li> </ul>
03	<p>【指定後】 状況報告シート</p>	<p>【1、入居者の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績表の「障害区分」を「障害支援区分」に修正する</li> <li>・余白に「特記事項」を記載することができるようにする</li> </ul> <p>【2、日中の事業所の状況（利用者）について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余白に「特記事項」を記載することができるようにする</li> <li>・日中活動に参加した人数、通院した人の人数、買い物に行った人の人数等</li> <li>・日中活動の具体的な内容</li> <li>・詳しい日中活動の詳しい内容がわかる記録 (時間帯や参加者、対応職員がわかるもの。任意の日の業務日誌の写しで可)</li> </ul>

## 日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート

- 今回申請を計画している事業所及び法人ですでに指定を受けている事業所について、それぞれ計画書を作成してください。
- 既存の事業所については、現在の状況を記載してください。
- この計画書のほか、法人概要・今後の市内での事業所開設計画・事業所の平面図・事業所内部の写真等の資料も併せて提出してください。

基本情報	法人名		
	事業者名		
	事業者所在地		
	住居名		
	住居所在地		
	定員(共同生活援助)		
	定員(短期入所)		
職員配置	配置人員	管理者 人 ( 専従 ・ 兼務 (兼務する職種: ) )	
		サービス管理責任者 人(常勤換算 人) ( 専従 ・ 兼務 (兼務する職種: ) )	
		世話人 人(常勤換算 人)	
		生活支援員 人(常勤換算 人)	
	夜間支援体制	夜間支援従事者 人	
看護師の配置 (配置人数、勤務時間等)	有 ・ 無		
	配置状況詳細( )		
その他有資格者(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、PT、OT、ST等)の配置 (配置人数、勤務時間等)	有 ・ 無		
	配置状況詳細( )		
実施方針・方法	本サービスの指定を希望する理由		
	住居内で提供する日中サービス (日中をホーム内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行うのか) ※標準的なワイークリープランを添付		
	地域生活の支援 (日中をホーム内で過ごす利用者が、地域との交流が希薄にならないための取組や、外出支援に対する考え)		
	支援の質の確保(研修等)		
	利用者の健康管理 (医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等)		
	利用者の標準的な利用料金とその内訳	家賃 ○○○○円 食費 ○○○○円 光熱水費 ○○○○円 その他(具体的な内容) ○○○○円 総額 ○○○○円	
	指定計画相談事業者との連携 他の障害福祉サービス事業者(バックアップ施設)との連携		
利用者予定	事業開始予定日		
	事業開始予定日現在の入居予定者の状況	入居決定者 有 ・ 無 (有の場合は 人)	
	主な障害種別	身体 人 知的 人 精神 人 難病 人	
	(内訳)	身体障害	区分6 人 区分5 人 区分4 人 区分3 人 区分2 人 区分1 人 (うち車椅利用 人・医療的ケア要 人・GH内で日中過ごす 人)
		知的障害	区分6 人 区分5 人 区分4 人 区分3 人 区分2 人 区分1 人 (うち車椅利用 人・GH内で日中過ごす 人)
		精神障害	区分6 人 区分5 人 区分4 人 区分3 人 区分2 人 区分1 人 (うち高次脳機能障害 人・GH内で日中過ごす 人)
		難病等	区分6 人 区分5 人 区分4 人 区分3 人 区分2 人 区分1 人 (GH内で日中過ごす 人)
障害者支援施設からの移行者	有 ・ 無 (有の場合は 人)		
日中の過ごし方	グループホーム内で日中を過ごす利用者 人 外部の日中活動サービス等を利用する利用者 人 (利用サービス等 )		
その他			

日中サービス支援型GH事業実施報告について (事業所名)

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、定期的に (少なくとも年に1回以上) 実施状況等を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けることとなっております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、以下の事項についてご報告をお願いいたします。

設置主体	名称		作成日	年	月	日
	所在地					
事業所	名称		報告日	年	月	日
	所在地					

報告事項	【事業所記入欄】 具体的な内容
人員配置について	令和〇年〇月分の実績、〇月分の予定の勤務形態(シフト表)を、個人情報に留意した上で添付してください。
現在の利用者について	状況報告シート「1. 入居者の状況について」に記入してください。

利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	状況報告シート「2. 日中の事業所の状況(利用者)について」に記入してください。
体験的利用のニーズに対応しているか。	(体験利用人数) 名 (体験利用の事例)
緊急的利用のニーズに対応しているか。	(緊急受入人数) 名 (緊急受入れ事例)
管理者やサービス管理責任者以外の一般職にも、各障害の特性などの基本的な研修を受けさせているか。もしくは、法人全体、あるいは地域での他事業所と連携して自ら研修を実施しているか。	状況報告シート「3. 職員の研修受講状況について」に記入してください。

行政が主導する協議会やその部会などから求めがあれば参加することはもちろん、地域や県域における事業者団体に積極的に加入し、運営に関する情報交換に努めているか。	状況報告シート「4. 地域事業者等との情報交換を含めた交流について」に記入してください。
その他	(自由記載)
現在の課題と今後の取組みについて	(課題)  (今後の取組み)

## 1. 入居者の状況について

報告日（令和○年○月○日）時点での実績を記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年代	性別	障害種別	障害区分	他のサービス利用状況（頻度）
(例)	40代	男性	身体・知的	区分5	生活介護（週2）
利用者1					
利用者2					
利用者3					
利用者4					
利用者5					
利用者6					



## 2. 日中の事業所の状況（利用者）について

直近6週間の実績を記入してください。

第1週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							
第2週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							
第3週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							
第4週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							

[ここに入力]

## 事業所名 状況報告シート

別紙2

第5週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							
第6週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容（それぞ れ）							

[ここに入力]

事業所名 状況報告シート

別紙2

3. 職員の研修受講状況について

指定時から報告月までに受講した（またはする予定）の研修について記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年月日	研修名	研修内容	参加者の職種	参加人数	外部・内部 の別	他職員への情報共有 の方法
(例)	令和2年 2月10日 (月)	障害者虐待防止・ 権利擁護研修	障害者虐待防止に 関する講義、グル ープワーク	サービス管理 責任者、生活 支援員	3名	外部研修	ミーティング時に報 告
1							
2							
3							
4							
5							
6							

[ここに入力]

事業所名 状況報告シート

別紙2

4. 地域事業者等との情報交換を含めた交流について

指定時から報告月までに参加・実施した（またはする予定）の情報交換等の地域との交流について記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年月日	実施場所	交流内容	参加人数	参加者の職種	他の参加機関、団体等	他職員への情報共有の方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							

日中サービス支援型GH事業実施報告について (事業所名)

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、定期的に (少なくとも年に1回以上) 実施状況等を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けることとなっております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、以下の事項についてご報告をお願いいたします。

設置主体	名称		作成日	年	月	日
	所在地					
事業所	名称		報告日	年	月	日
	所在地					

報告事項	【事業所記入欄】 具体的な内容
人員配置について	令和〇年〇月分の実績、〇月分の予定の勤務形態(シフト表)を、個人情報に留意した上で添付してください(【別紙1-2】)。
現在の利用者について	状況報告シート「1. 入居者の状況について」に記入してください。

利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	状況報告シート「2. 日中の事業所の状況(利用者)について」に記入してください。
体験的利用のニーズに対応しているか。	(体験利用人数) 名 (体験利用の事例)  (対応時の工夫)  (対応していない場合(事例がなかった場合も含む):理由(事業所としての分析結果)、今後の課題、予定している取組内容)
緊急的利用のニーズに対応しているか。	(緊急受入人数) 名 (緊急受入れ事例)  (対応時の工夫)  (対応していない場合(事例がなかった場合も含む):理由(事業所としての分析結果)、今後の課題、予定している取組内容)

<p>管理者やサービス管理責任者以外の一般職にも、各障害の特性などの基本的な研修を受けさせているか。もしくは、法人全体、あるいは地域での他事業所と連携して自ら研修を実施しているか。</p>	<p>状況報告シート「3. 職員の研修受講状況について」に記入してください。</p>
<p>行政が主導する協議会やその部会などから求めがあれば参加することはもちろん、地域や県域における事業者団体に積極的に加入し、運営に関する情報交換に努めているか。</p>	<p>状況報告シート「4. 地域事業者等との情報交換を含めた交流について」に記入してください。</p>
<p>職員の定着について</p>	<p>(前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの入職者数、離職者数、離職率)</p> <p>(例)〇月～〇月までの入職者数 合計 〇人(世話人(常勤)〇名、世話人(非常勤)〇名、生活支援員(常勤)〇名、生活支援員(非常勤)〇名))</p> <p>〇月～〇月までの離職者数 合計 〇人(世話人(常勤)〇名、世話人(非常勤)〇名、生活支援員(常勤)〇名、生活支援員(非常勤)〇名))</p> <p>〇月～〇月までの離職率 〇〇%</p>
<p>グループホームへの苦情について</p>	<p>(前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの苦情の件数、内容、対応方法)</p> <p>※1個人情報に留意した形で記載してください。</p> <p>※2枠内に収まらない場合は別紙のご作成をお願いいたします。</p> <p>※3内容の中に苦情者の概要(本人、家族、支援機関(種別(例:相談支援事業所))など)をご記載ください。</p>

退所者について	(前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの退所者の人数、退所理由、事業所の対応) ※1個人情報に留意した形で記載してください。 ※2枠内に収まらない場合は別紙のご作成をお願いいたします。
グループホームでの事故について	(前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの事故の件数、内容、事業所の対応) ※1個人情報に留意した形で記載してください。 ※2枠内に収まらない場合は別紙のご作成をお願いいたします。
決算の状況について	当事業所の収支、決算状況について資料の提出をお願いします。(法人ではなく、当事業所のもの)(別添収支表を参考としてください)
その他	(自由記載)



<p>現在の課題と今後の取組みについて</p>	<p>(課題)</p> <p>(今後の取組み)</p>
-------------------------	-----------------------------





前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの苦情の件数(件)		
番号	苦情内容	事業所の対応
1		

(記入例)

前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの苦情の件数(件)		1
番号	苦情内容	事業所の対応
1	利用者の成年後見人から利用者の体にあざが出来ているため、GH内での人手が不足して利用者がけがをしたのではないかと、との申し出があった。	苦情を受け付けた日に利用者の身体にあざがあるかを確認したところ、あざが確認された。支援記録から○日前に○○○ということがあったことが判明。家族、後見人、相談支援事業所に事実関係を報告し、謝罪を行った。

別紙:グループホームの退所者数について

前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの退所者数(人)		
番号	退所理由	事業所の対応
1		

(記入例)

前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの退所者数(人)		1
番号	退所理由	事業所の対応
1	利用者及び利用者の家族から、援護地近隣のグループホームの利用希望があり、希望する条件に合致したグループホームが見つかったため、そちらへ移った	利用者及び利用者の家族からの要望に応じたグループホームを相談支援事業所と協力して探し、見つかったため利用者に関する情報を提供した。

別紙:グループホームでの事故について

前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの事故の件数(件)		
番号	事故内容	事業所の対応
1		



(記入例)

前回報告時(初回の場合は指定を受けた月)から前月までの事故の件数(件)		1
番号	事故内容	事業所の対応
1	利用者の成年後見人から利用者の体にあざが出来ているため、GH内での人手が不足して利用者がけがをしたのではないかと、との申し出があった。	苦情を受け付けた日に利用者の身体にあざがあるかを確認したところ、あざが確認された。 支援記録から〇日前に〇〇〇ということがあったことが判明。家族、後見人、相談支援事業所に事実関係を報告し、謝罪を行った。 治療に必要な通院介助、治療費については事業所で負担し、完治までの〇日間の対応を行った。 苦情後、職員間で当事案を見過ごしたことを共有し、今回のような場合について別添の連絡フローを作成した。

議題 2 (資料2-9)

## 収支表

		月	～	月
収入 見込み	利用者数(日平均)			人
	介護給付費			
	その他収入			
	合計(A)	0		
支出 見込み	人件費			
	旅費、交通費			
	事業所賃借費			
	通信費			
	諸経費			
	合計(B)	0		
	利益(A-B)	0		

※ 諸経費には、消耗品費、光熱水費、車両管理費、研修費、宣伝広告費、租税公課、社会保険料、借入金返済、レンタル料等が見込まれます。

## 1. 入居者の状況について

報告日（令和○年○月○日）時点での実績を記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年代	性別	障害種別	障害支援区分	他のサービス利用状況（頻度）	特記事項
(例)	40代	男性	身体・知的	区分5	生活介護（週2）	
利用者1						
利用者2						
利用者3						
利用者4						
利用者5						
利用者6						

2. 日中の事業所の状況（利用者）について

直近6週間の実績を記入してください。また、GH内の活動は任意の日のどの職員、利用者がどういった活動を行ったかわかる資料を添付してください(業務日誌など)

第1週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
日中活動の内 訳(障害福祉 サービス、通 院、買物等)	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人
	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人
	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人
	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人
	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人
GHの日中活 動内容	(記入例) AM 創作活動(切り絵作成) PM 運動(歩行訓練、体操)						
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容(それぞ れ)							
特記事項							
第2週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
日中活動の内 訳(障害福祉 サービス、通 院、買物等)	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人	GHの日中活動 人
	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人	サービス利用 人
	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人	通院 人
	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人	買物 人
	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人	その他(内容記載) 人
GHの日中活 動内容	(記入例) AM 創作活動(切り絵作成) PM 運動(歩行訓練、体操)						
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容(それぞ れ)							

[ここに入力]

事業所名 状況報告シート

別紙2

特記事項							
第3週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容(それぞ れ)							
特記事項							
第4週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
日中活動の内 訳(障害福祉 サービス、通 院、買物等)	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人
GHの日中活 動内容	(記入例) AM 創作活動(切り絵作成) PM 運動(歩行訓練、体操)						
事業所内に残 っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利 用者への支援 内容(それぞ れ)							
特記事項							
第5週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行 った人数	人	人	人	人	人	人	人
日中活動の内 訳(障害福祉 サービス、通 院、買物等)	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人	GHの日中活動 人 サービス利用 人 通院 人 買物 人 その他(内容記載) 人
GHの日中活 動内容	(記入例) AM 創作活動(切り絵作成) PM 運動(歩行訓練、体操)						

[ここに入力]

事業所名 状況報告シート

別紙2

事業所内に残っている人数	人	人	人	人	人	人	人
残っている利用者への支援内容（それぞれ）							
特記事項							
第6週	月	火	水	木	金	土	日
日中活動に行った人数	人	人	人	人	人	人	人
日中活動の内訳(障害福祉サービス、通院、買物等)	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人	<small>GHの日中活動</small> 人 <small>サービス利用</small> 人 通院 人 買物 人 <small>その他(内容記載)</small> 人
GHの日中活動内容	<small>(記入例)</small> AM 創作活動(切り絵作成) PM 運動(歩行訓練、体操)						
事業所内に残っている人数	人	人	人	人	人	人	人

## 3. 職員の研修受講状況について

指定時から報告月までに受講した（またはする予定）の研修について記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年月日	研修名	研修内容	参加者の職種	参加人数	外部・内部 の別	他職員への情報共有 の方法
(例)	令和2年 2月10日 (月)	障害者虐待防止・ 権利擁護研修	障害者虐待防止に 関する講義、グル ープワーク	サービス管理 責任者、生活 支援員	3名	外部研修	ミーティング時に報 告
1							
2							
3							
4							
5							
6							

[ここに入力]

事業所名 状況報告シート

別紙2

4. 地域事業者等との情報交換を含めた交流について

指定時から報告月までに参加・実施した（またはする予定）の情報交換等の地域との交流について記入してください。欄が足りない場合は追加してください。

項番	年月日	実施場所	交流内容	参加人数	参加者の職種	他の参加機関、団体等	他職員への情報共有の方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							



【議題 3】  
地域生活支援拠点等について

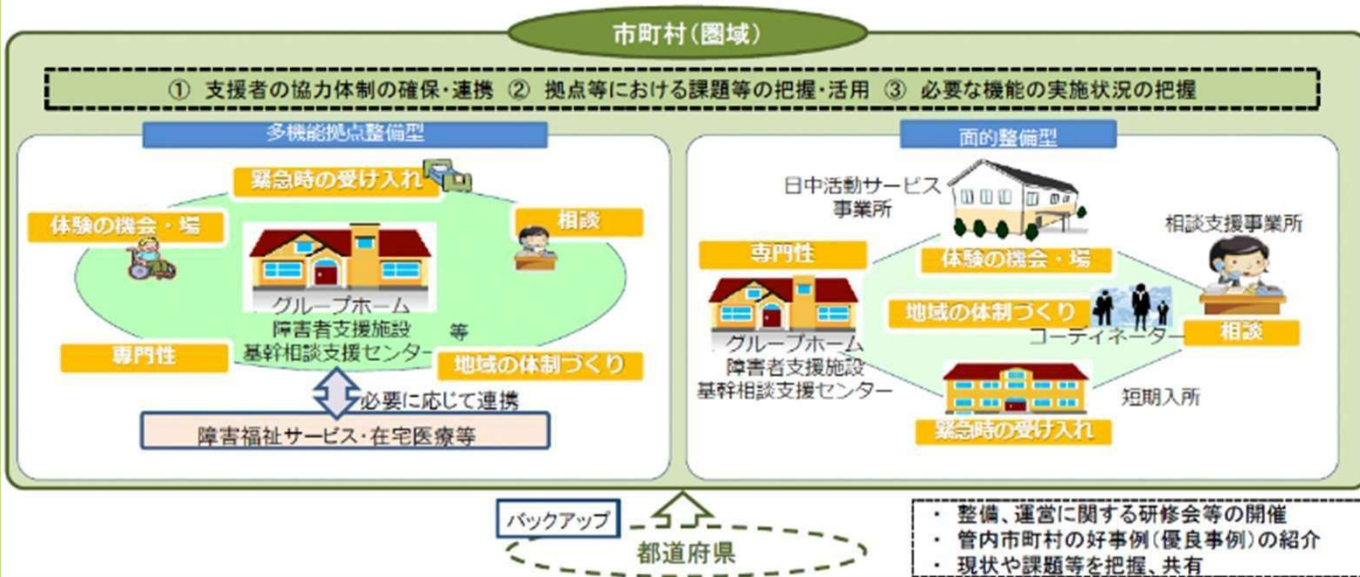
# 5つの機能イメージ図と本市での整備手法について

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(国パンフレットによるイメージ図)

## 国の整備手法イメージ

- ・多機能拠点整備型（左下図）  
入所施設等を中心に5つの機能充足を図る。  
必要に応じて関係機関と連携する。
- ・面的整備型（右下図）  
既存の事業所やサービスのネットワークを活性化させ、5つの機能の充足を図る。

また、この他にハイブリッド型（多機能拠点整備型＋面的整備型）という整備手法を採用する自治体もある。

本市においては、自立支援協議会での協議を重ね、**面的整備型**を採用することとしている。

# 地域生活支援拠点事業実施要綱の運用（1）

## ○これまでの経緯（1）

- ・ 令和3年7月1日 地域生活支援拠点事業実施要綱の施行
- ・ 令和3年8月18日 地域自立支援協議会情報交換会  
要綱の運用について関係者と協議
- ・ 令和3年8月31日 地域自立支援協議会第1回相談支援部会  
要綱の施行を報告。運用についての検討状況を報告
- ・ 令和3年9月15日 支援課長会議  
要綱の施行を報告
- ・ 令和3年10月26日 地域自立支援協議会情報交換会  
要綱の運用について関係者と協議
- ・ 令和3年11月15日 第2回地域自立支援協議会  
運用についての検討状況を報告
- ・ 令和3年12月21日 地域自立支援協議会情報交換会  
要綱の運用について関係者と協議

## 地域生活支援拠点事業実施要綱の運用（2）

### ○これまでの経緯（2）

- ・ 令和4年1月28日 地域自立支援協議会第2回相談支援部会  
運用についての検討状況を報告
- ・ 令和3年11月15日 第2回地域自立支援協議会  
運用についての検討状況を報告
- ・ 令和4年3月22日 第3回地域自立支援協議会  
運用についての検討状況を報告
- ・ 令和4年7月5日 地域自立支援協議会情報交換会  
要綱の運用について関係者と協議

### ガイドラインの整備

事業所への周知に向け、実際の運用についてのガイドライン（事業の考え方・各機能の具体的考え方・加算についての基準・事例等）を市と関係者で協議の上、整備する。また、市内入所施設等の位置づけや、手続きの流れについて整理する。

→ ガイドラインワーキンググループをつくり、年度内の整備を目指す。

# 地域生活支援拠点に関する加算について

○加算の取得の要件に「地域生活支援拠点等であること」を含む加算

加算名	対象サービス	加算単位
地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談 障害児相談	700単位/回
障害福祉サービスの体験利用加算	地域移行	+50単位/日
障害福祉サービスの体験利用支援加算	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行 就労継続支援A型、B型	+50単位/日
体験宿泊支援加算	施設入所	120単位/日
地域体制強化共同支援加算	計画相談 障害児相談	2,000単位/回 (月1回を限度)
緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	+50単位/回
緊急時支援加算	自立生活援助	+50単位/日
地域生活支援拠点等の場合、緊急時支援費（1）に上乗せ加算	地域定着支援	+50単位/日
地域生活支援拠点等の場合、基本報酬に上乗せ加算	短期入所	+100単位/日

【議題 4】  
障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて

## 基幹相談支援センター、地域協議会の設置状況

### ▶ 基幹相談支援センター設置状況

- ・令和3年度までに中央区・浦和区・南区・岩槻区に設置済み。
- ・令和4年4月桜区（受託者：桜区障害者生活支援センターさくらとぴあ）に設置済み。

### ▶ 地域協議会設置状況

- ・令和3年度までに中央区・浦和区・南区・岩槻区に設置済み。
- ・令和4年8月桜区に設置予定。

### ▶ 桜区での基幹相談支援センターの業務委託履行期間

業務委託  
履行期間

令和4年4月15日～令和7年3月31日

# 来年度に向けて

## ▶ 来年度以降の基幹相談支援センター、地域協議会の設置について

- ・令和7年度までの設置区の順番を検討中。

	実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基幹相談支援センターの設置	4区	桜区	追加1区	追加2区	追加2区
地域協議会の設置	4区	桜区 (予定)	追加1区	追加2区	追加2区



令和3年度 障害者支援地域協議会活動報告及び回答

No.	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
1	地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点にかかわる具体化の議論が、市内・区内においてすすんでいない。</li> <li>・岩槻区は、区内で地域生活支援拠点の説明学習会を実施。関係機関の認知度はまだ低く、全区・全市での共通の取組みとなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区レベルと、市内の横断的な取組みの具体化の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区地域協議会で引き続き、情報共有や検討の場をもつ。（未設置区への説明や検討の場あり方は課題）</li> <li>・「緊急」になる前の支援を、各区の協議の場を活かし、すすめていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態、各機関の実態と実践力を把握、分析し、地域生活支援拠点の具体化につなげる。そのため、地域自立支援協議会で地域生活支援拠点のあり方を検討するワーキンググループ等を設置する必要がある。</li> <li>※特に「緊急時の対応」は、喫緊の課題であるが区レベルの実施は困難、市全体で横断的に検討を進める必要がある</li> <li>・各区で「8050問題」の実態や、体験の場や緊急時の対応が必要な利用者の把握など、障害当事者と家族、地域の状況を踏まえ具体化をすすめる必要がある。</li> </ul>
<p><b>【回答】</b>                      地域生活支援拠点等については、毎年、厚生労働省から整備・運営状況の照会を受けることから、市では5つの機能ごとに状況を整理し、相談支援部会や虐待部会等で課題ごとに意見を伺っています。特に「緊急時の受け入れ・対応」については、市全体で体制を整える必要があるものとして、虐待部会を中心に、引き続き協議が必要と考えております。                      なお、地域自立支援協議会の情報交換会を令和3年度は3回、今年度はこれまで1回開催し、地域協議会が立ち上がっている区の支援課や障害者生活支援センターの方々と地域生活支援拠点について意見交換をさせていただきました。                      また、地域に身近な区ごとの話し合いは、主に地域協議会等で自主的に実施していただいている他、必要に応じて障害支援課が直接伺い、説明をさせていただきます。                      今後につきましては、区役所支援課、障害者生活支援センター、入所施設等と連携して、地域生活支援拠点等に関するガイドラインを今年度中に整備し、各事業所へ説明できるようにしてまいります。</p>					

No.	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
2	家族の介護負担・「8050問題」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に対する支援は幅広い年代の障害のある人や子どもを抱える世帯に必要である。</li> <li>・障害児の家族は、障害の受け止め等の不安が強く孤立感をもちやすい。</li> <li>・障害のある人を抱えた世帯が社会から孤立状態となっている実態が「つながり支援」などから明らかとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「8050問題」や高齢化にかかわる障害当事者、世帯状況などの実態把握。（今年度中央区で実施、浦和区は家族支援の実態調査を予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区で取り組まれている「つながり支援」による実態把握。</li> <li>・シニアサポートセンターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1と重ねて、「8050問題」に関わる実態把握を取り組み、必要な支援の検討を各区で取り組む。</li> </ul>
<p><b>【回答】</b>                      「8050問題」に代表されるご家族の介護負担の問題は、障害の当事者の問題と同じように大きな課題であると認識しております。市で実施している各事業の利用者のみでなく、それらの事業をご利用でない方についても、「つながり支援」の協力をいただきながら、支援につながるよう検討してまいります。                      また、昨今ケアラー問題が社会的に注目を浴びることが増えています。本市では、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えていくために、「さいたま市ケアラー支援条例」を制定しました（令和4年7月1日施行）。条例制定に際し、障害支援課も、障害者及びその支援者の視点から意見を述べるほか、令和3年9月・10月に、障害者に係るケアラー実態調査を実施しました（調査結果は市のホームページで公表中）。こうした実態調査の結果やいただいたご意見等をふまえながら、引き続き必要な支援を検討してまいります。</p>					

No.	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
3	相談支援専門員の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の不足、業務の逼迫が年々深刻度を増している。</li> <li>・必要な人に支援が行き届かない実態がおきている（セルフプランが増加傾向）。</li> <li>・初任者研修等が受講ができない実態があり（希望者多数のため落選）、相談支援専門員が増やせない。</li> <li>・セルフプランの考え方など、区によつての対応の差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は年々増加しており、必要な相談支援専門員を市内で配置できる体制づくりが必要。</li> <li>・相談支援従事社初任者研修、現任研修の実施の見直しや、指定特定相談支援事業所の処遇・運営の課題に関する検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区ごとに指定特定相談支援事業所連絡会を支援課、障害者生活支援センターが中心となり実施している。（※支援課の協力が得られず実施できていない区もある）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修の受講調整をさいたま市全体で行う（各区で優先順位を把握、必ず相談支援専門員として従事できる人が受講できるよう調整し、さいたま市が県に推薦をする）</li> <li>・さいたま市主催の初任者研修の実施の検討。</li> <li>・他の政令指定都市の相談支援専門員の体制整備の実態把握。</li> <li>・セルフプランの実態把握と全区での統一した対応をすすめる。</li> </ul>
<p><b>【回答】</b>                      相談支援専門員の資格要件の一つとして、相談支援従事者研修を受講することがありますが、受講者の倍率が非常に高く、なかなか希望者が受講できないことが問題となっております。研修を主催する埼玉県によると、講師を十分に確保できないことが研修を拡大できない主な理由とのこと。今年度、埼玉県から市町村へ講師の推薦依頼があり、さいたま市障害支援課から市内の各相談支援事業所あてに講師の依頼をさせていただきました。講師をお引き受けいただいた方々には感謝申し上げます。                      また、相談支援事業所の関係者から、相談支援の報酬が低く、なかなか事業所としてやっていくのが難しいというお声をいただきます。これらの声を受け、さいたま市では政令指定都市等の集まりである二十一大都市の枠組みを利用して、報酬の見直しを国に対し要望しております。                      また、令和3年1月に実施した各区支援課への調査により、相談支援専門員の不足とセルフプランの増加を把握しております。相談支援専門員が増えればセルフプランが減少するものと考えますが、セルフプランの対応については、各区の実態を踏まえながら、適切な扱いができるよう引き続き検討してまいります。</p>					

No.	テーマ	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
4	人材育成の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模のヘルパー事業所やグループホームの世話人の研修機会が少なく、情報を得る機会が不足している。</li> <li>・相談支援専門員やサービス管理責任者の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の地域協議会やネットワーク会議等で、学習を取り組む（岩槻区はグループホーム世話人向け研修など実施）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会議等の機会を活かし、学習会や情報交換など取り組んでいる区もあるが、実施が難しい区もある。※区ごとの差が生じないようにさいたま市全体での共通の取組みも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児者事業所の人材育成に関わる検討の場が必要となっている</li> <li>・特に急増しているグループホームの職員、孤立しやすいヘルパーの質を担保するために市全体で共通した研修を検討する必要性が高くなっている。</li> <li>・「人材育成」に関する検討を、自立支援協議会のもとにすすめる必要がある。（サービス管理責任者、相談支援専門員の養成も含め）</li> </ul>
		<p>【回答】</p> <p>障害福祉に関する研修は、国や県などの公的機関が主催するものから民間団体が主催するものまでありますが、いずれも本市に案内のあった場合は、小規模のヘルパー事業所やグループホームを含め、適宜対象者にご案内しております。本市が主催する研修としましては、令和4年11月に指定障害児通所支援事業者等研修会を予定しております。</p> <p>また、法令改正や報酬改定等については、指定障害福祉サービス事業者等集団指導を実施し、対象の方々に周知しております。令和3年度はコロナ禍の影響で中止しましたが、今年度は7月に実施しております。</p> <p>また、埼玉県が実施するサービス管理責任者等研修については、希望者が概ね受講できると聞いておりますが、相談支援専門員の研修については、上記3のとおり、受講者の倍率が非常に高くなっております。今年度は、埼玉県において講師を広く募集し、研修を拡大する見込みとなっておりますので、相談支援専門員は増加するものと考えております。</p> <p>人材育成は、継続して取り組む課題と認識し、自立支援協議会での話し合いも含め、推進に努めてまいります。</p>			
5	障害児の支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会、学校関係者との連携、情報共有がすすみにくい。</li> <li>・障害児の支援に関して、幼児期から青年期にかけて、ライフステージごとに支援が切れやすく、円滑な連携ができていない。</li> <li>・医療的ケア児については、対応する事業所が少なく、区単体の取り組みでは対応が難しくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援の会議や研修会、区のネットワーク会議等の機会を活かし、意見交換と相互理解を深めていく。教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーなどキーパーソンを増やしていく。</li> <li>・医療的ケア児の連携体制の拡充。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校などに対して、区の地域協議会の部会や、ネットワーク会議や個別支援を通じた働きかけをおこなっている。（教育相談室や療育センター等への働きかけ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉局と教育委員会が横断的に連携が図れる仕組みづくりの検討（児童期の支援は、医療、保健センター、保育、教育など多分野のかわり、ライフステージで途切れやすく、連携の谷間が生じやすい）。</li> <li>・医療的ケア児の地域の連携体制の拡充のために必要な取り組みを子ども部会等で検討する必要がある。</li> </ul>
		<p>【回答】</p> <p>児童期の相談支援につきましては、セルフプラン率が高く、相談支援事業所につながらないことで、ライフステージごとに支援が途切れやすいとのご指摘をいただいております。そのため、今年度は、相談支援部会において、療育機関、保健センター及び児童相談所等における実態把握に取り組む予定です。</p> <p>なお、障害児入所施設に入所する障害児等については、令和3年12月に厚生労働省から、移行調整の枠組みを構築するよう通知がありました。児童相談所、各区支援課、障害児入所施設等の関連機関と協力しながら、障害児から障害者への移行を適切に行えるように検討してまいります。</p> <p>また、医療的ケア児の扱いについては、子ども部会で、医療的ケア児を受け入れる保育園の方に委員になってもらっている他、子ども未来局や教育委員会の担当に事務局として参加してもらうなど、組織横断的に課題の共有を図っております。</p> <p>今後につきましても、障害児支援に関わる関係部署と適切な連携が図れるよう検討を進めてまいります。</p>			
6	ヘルパーの利用希望への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学通所支援（早朝と夕方ニーズが集中）の利用希望に対して、担い手（ヘルパー）の不足。利用できずに、進路先等を変更する事例もある。</li> <li>・移動支援（特に週末や夕方）や通院等介助について利用者のニーズに対応しきれっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパーの処遇改善や、移動支援（グループ支援等）、通院等介助（院内介助）の要件緩和。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに対応できる事業所の情報発信。</li> <li>・利用者のニーズとヘルパー事業所の抱えている課題を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の真のニーズへの対応など市全体の課題と捉えて、要綱改正などの対応を検討する必要がある。</li> </ul>
		<p>【回答】</p> <p>通学通所支援を含む、移動支援事業については、ここ数年でグループ支援や片道利用を可能とするなどの改正を行いました。また、令和4年4月からは、日中活動系のサービス利用後の夕方帯の支援のため、日中一時支援事業が利用できるよう利用者のニーズに沿った改正を行っております。</p> <p>また、担い手（ヘルパー）不足の課題につきましては、事業者から居宅介護支援事業所の新規指定相談を受け付けする際に、移動支援事業や市内のニーズを説明することで移動支援事業者の登録を促してまいります。</p> <p>今後いただいた意見を参考に必要な支援が提供できるよう検討をしてまいります。</p>			
7	新型コロナウイルス感染予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大で、事業や支援の休止なども増加し、障害のある人と家族の負担と不安が強まる。利用者や支援者の検査体制の充実で、安心・安全の確保も必要。長期化する中で、事業所の負担も大きくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の事業所間で、新型コロナウイルスの感染予防・感染後の対策の現状把握を行い、課題整理をすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所間での新型コロナウイルスに関わる対応・対策に情報交換。</li> <li>・災害やコロナに関わる学習会、ヘルパー事業所のアンケート調査を実施している区もあり、感染予防と陽性者発生時の対策を共有する機会が作られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の事業所や障害当事者、家族の抱えている課題や好事例（参考になる取り組み）等について情報交換、感染予防の情報提供の機会をもつ。全市での共有も図る。</li> </ul>
		<p>【回答】</p> <p>障害福祉サービス事業所におけるコロナ対策については、厚生労働省等から発出されている各通知に従って対応いただいている他、利用者や職員に陽性者が生じた施設におかれましては、保健所や医療機関の指示に従い、ご対応いただいているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の検査につきましては、障害者施設に勤務する方及び入所型障害者施設等の新規入所者に対するPCR検査を無料にする援助を継続しております。</p> <p>また、令和4年6月に、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会が「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」を公表しており、市のホームページでもご覧いただけるようになっています。</p> <p>日々感染状況が変化する中で、その都度、必要な情報を有する関係者を集め、特定の共有の場を設けることは非常に難しいのが現状ですが、障害支援課におきましても、状況に応じ関係機関からの情報収集に努め、事業所等と情報共有し、障害以外の部署との協議が円滑に進むよう、できる範囲で協力してまいります。</p>			